

福岡県災害時における人的被害の公表要領

1 基本的な考え方

災害時における人的被害（死者、安否不明者、行方不明者）については、公表して広く情報を募ることにより、真に救助が必要な者や捜索活動を行う範囲を絞り込むことができ、効率的な人命救助活動につながる場合がある。

一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものである。

こうしたことを踏まえ、災害時の人的被害の公表については、次のとおりとする。

2 用語

「安否不明者」とは、災害が発生した地域で所在不明となっている者とする。

「行方不明者」とは、災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

「死者」とは、当該災害が原因で死亡した者とする。

3 公表要領

(1) 「死者」について

ア 災害発生後、心肺停止者が発見された時点

県及び市町村は、災害に起因する「死者」として判断されていない段階であるため、死者の氏名等を公表しない。

警察は、必要に応じて事実関係のみ公表することは可能であるが、公表する場合は、公表内容を県及び市町村と共有する。

イ 検視等による死因及び身元の特定後

警察は、事件性の有無の判断を行い、県及び市町村に対して情報提供を行う。

ウ 「死者」の判断・報告

市町村は、警察からの情報などをもとに、必要に応じて県や警察と協議を行って、災害に起因する「死者」であるかどうか判断し、災害に起因する「死者」と判断した場合、県へ人的被害として人数を報告するとともに、氏名、年代、現住所、発見場所、発見日時、住民基本台帳の閲覧制限の有無及び公表することに対する遺族の意思を県へ報告する。

なお、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限と、公表することに対する遺族の意思について、可能な範囲で確認するものとする。

エ 公表

① 公表主体及び方針

県は、「死者」の情報を、原則として公表する。

ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、住民基本台帳の閲覧制限がある場合又は遺族から明確な公表拒否の意思表示があった場合には公表しない。

② 公表内容

氏名、年代、現住所（大字まで）、発見場所、発見日時

③ 公表時期

県、市町村、警察の三者で、公表する時期の調整を行う。

(2) 「安否不明者」について

ア 所在が不明な者の情報収集・共有

県、市町村、警察は、災害発生後に所在が不明となった者（所在不明の情報を得た一時滞在者も含む）に係る情報を収集し、三者で共有する。

イ 「安否不明者」の判断・報告

市町村は、県や警察の協力を得て情報の整理・突合・精査を行い、災害に起因する「安否不明者」であるかどうかを判断し、災害に起因する「安否不明者」と判断した場合、県へ人的被害として人数を報告するとともに、氏名、年代、現住所、住民基本台帳の閲覧制限の有無及び公表することに対する家族の意思を県へ報告する。

なお、市町村は、住民基本台帳の閲覧制限と、公表することに対する家族の意思について、可能な範囲で確認するものとする。

ウ 公表

① 公表主体及び方針

県は、「安否不明者」の情報を、原則として公表する。

ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、住民基本台帳の閲覧制限がある場合又は家族から明確な公表拒否の意思表示があった場合には公表しない。

なお、災害の規模等に応じて、救助活動の効率化・円滑化が図られる可能性が大きい場合には、市町村、県警察本部と十分協議の上、家族の意思について、確認を得ずに公表することができる。

② 公表内容

氏名、年代、現住所（大字まで）

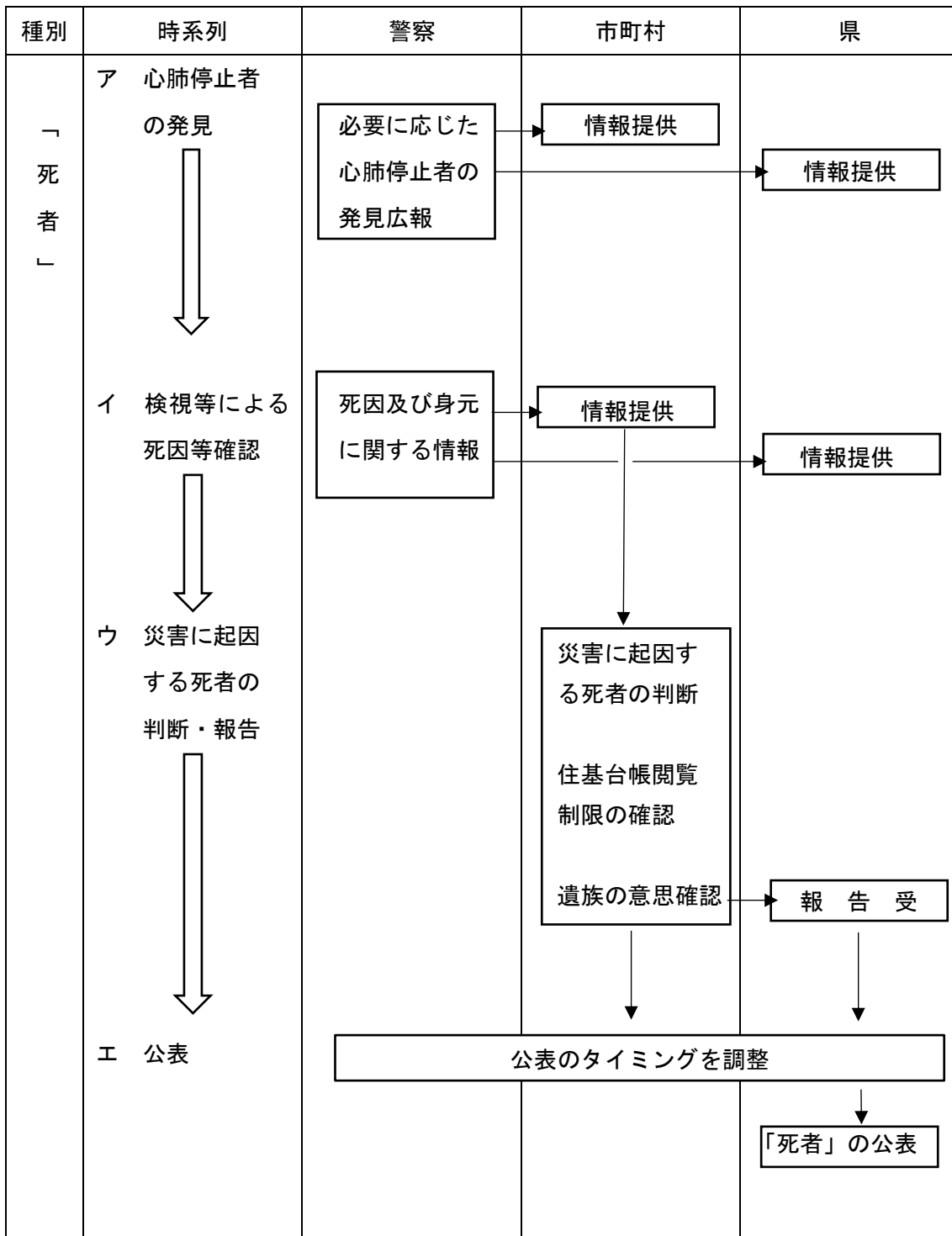
③ 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標として、県、市町村、警察の三者で調整を行う。

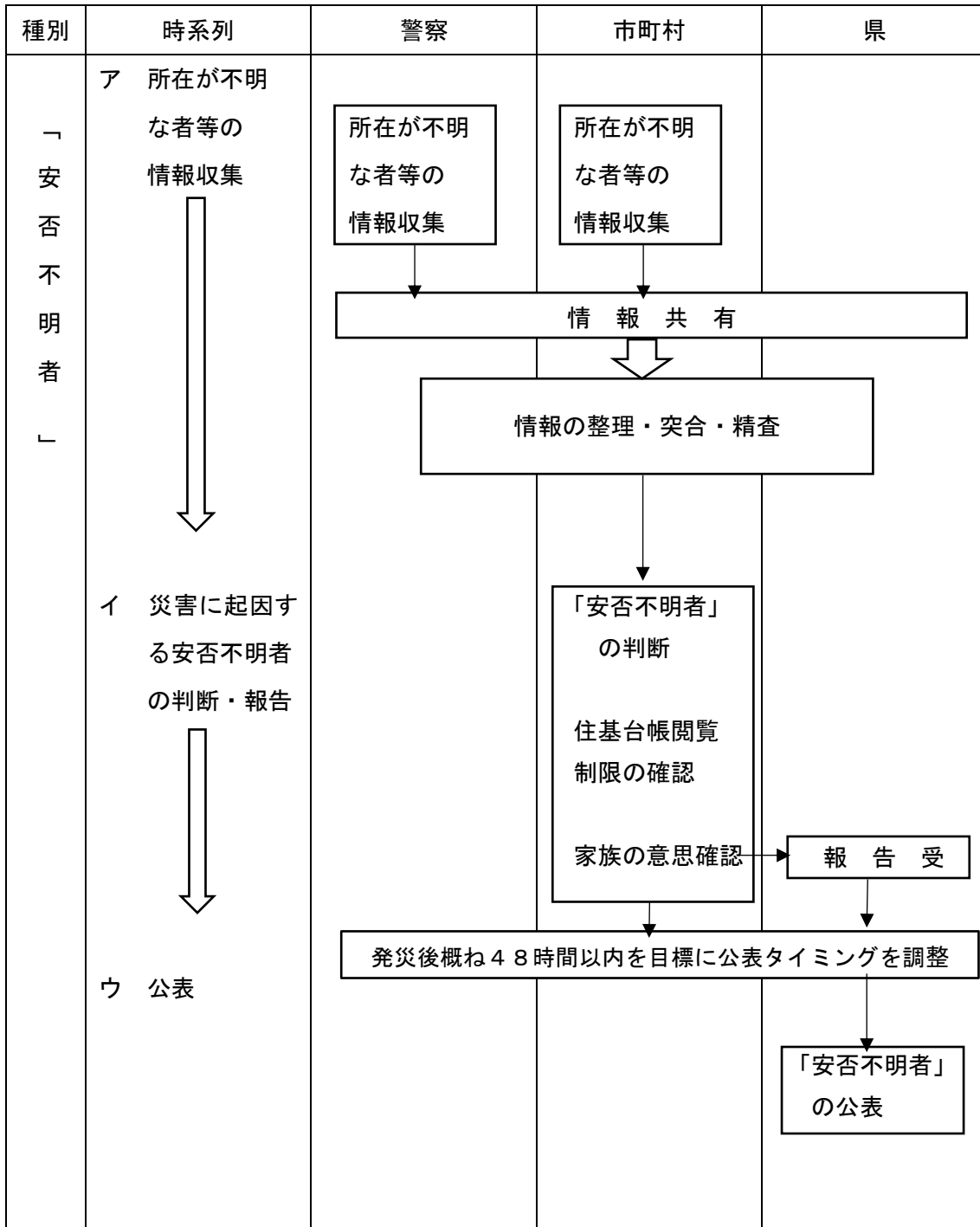
エ 行方不明者

災害発生後、一定期間経過しても「安否不明者」が発見されない場合には、県、市町村及び警察は協議の上、「安否不明者」を「行方不明者」として取り扱うこととする。

災害時における人的被害（死者）の公表要領



災害時における人的被害（安否不明者）の公表要領



※ 災害発生後、一定期間経過しても「安否不明者」が発見されない場合には、県、市町村及び警察は協議の上、「安否不明者」を「行方不明者」として取り扱う

※ 災害の規模等に応じて、救助活動の効率化・円滑化が図られる可能性が大きい場合には、市町村、県警察本部と十分協議の上、家族の意思について、確認を得ずに公表することができる。